

盛岡市道の駅基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和2年5月20日 盛岡市

盛岡市（以下「発注者」という。）が実施する「盛岡市道の駅基本設計業務委託（以下「本業務」という。）」に係る委託候補者の選定に関し、この公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、企画提案の選定を行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行う。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

盛岡市道の駅基本設計業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、発注者が設置を計画している道の駅について、平成30年度に作成した「盛岡市道の駅基本計画（以下、「基本計画」という。）」に掲げる整備の目的・基本コンセプト・導入施設の整備方針等を踏まえた、多くの人が何度でも訪れたいくなる魅力的な施設となるよう、基本設計を作成することを目的とする。

なお、基本設計の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

①受注者は、発注者と十分に意見調整を行いながら、設計を行うものとする。

②基本計画に掲げる「導入施設の整備方針」を踏まえながらも、魅力的な施設となるよう受注者の自由で大胆な発想を求めるものとする。

(3) プロポーザルの目的

業務の目的を達成することができる、道の駅又は同種の建築物の基本設計について豊富な経験と幅広い知識、柔軟かつ高度な発想力や設計技術力を有する事業者を公募により選定しようとするものである。

(4) 業務の内容

本業務の内容は別に示す仕様書のとおりとする。

(5) 業務委託の期間

契約締結の翌日から令和3年3月19日まで

(6) 採択件数及び提案上限額

採択件数 1件

提案上限額 35,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ア 土木 25,970,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

イ 建築 9,030,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(7) 本業務の内容及び分担業務

ア 土木 土木設計・測量・地質調査

主たる分担業務 「土木設計」

イ 建築 基本設計 建築（総合）・建築（構造）・電気設備・機械設備

主たる分担業務 「建築（総合）」

2 応募資格要件

(1) 参加者の構成

ア プロポーザルに参加しようとする者は、単者又は複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

イ コンソーシアムを構成する場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員及び単者としてプロポーザルに参加することができない。また、構成員の資本面又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のコンソーシアムの構成員になることができない。

(ア) コンソーシアムの構成員は、「土木」を担当する者、「建築」を担当する者からなるものとする。

(イ) コンソーシアムの代表者には、「土木」を担当する者を充てるものとする。

ウ 業務を円滑に進めるため、全体業務を統括的に管理する統括責任者を選任するものとする。統括責任者の基に、「土木」及び「建築」の管理技術者及び担当技術者を配置する。統括責任者は、他の配置技術者と兼任することはできない。

(2) 参加資格要件

単者又はコンソーシアムは、参加申込書の提出日現在において次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 土木

(ア) 令和元・2・3年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格を有し、盛岡市建設関連業務委託登録名簿の「土木関係コンサルタント業務」甲又は乙に登録されている者であること。

(イ) 平成17年度以降に元請として受注した業務のうち、公園、緑地、広場又はこれに類する施設に関する業務受託実績を有する者であること。

(ロ) 管理技術者は、平成17年度以降に面積5,000㎡以上の公園等の基本設計又は実施設計の実績を有する者であること。

(ハ) 測量業務の担当技術者は、測量士の登録を受けている者であること。

(ニ) 地質調査の担当技術者は、技術士（建設・総合技術監理部門「土質及び基礎」・応用理学部門「地質」）又は地質調査技師の登録を受けている者であること。

(ホ) 土木の分担業務に関わる担当技術者は、土木設計・測量・地質調査ごとに各1名配置すること。管理技術者は、土木設計の担当技術者を兼任することができるものとする。

(ヘ) 土木設計については、再委託することはできないものとする。

イ 建築

(ア) 令和元・2・3年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格を有し、盛岡市建設関連業務委託登録名簿の「建築関係コンサルタント業務」甲又は乙に登録されている者であること。

(イ) 建築士法（昭和52年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。

(ロ) 平成17年度以降に元請として受注した業務のうち、「道の駅」又は「類似施設」

に関する設計業務受託実績を有する者であること。

「類似施設」とは、道の駅と同種施設に準じると判断できる施設（高速道路のサービスエリア，商業施設を有するパーキングエリア，農産物等販売施設，観光レクリエーション施設等）をいう。

- (エ) 管理技術者は，平成 17 年度以降に延べ面積が 1,000 m²以上である道の駅又は類似施設についての建築基本設計又は実施設計の実績を有する者であり，一級建築士の資格を有するものであること。
- (オ) 建築の分担業務に関わる担当技術者は，建築（総合）・建築（構造）・電気設備・機械設備ごとに各 1 名配置すること。
- (カ) 管理技術者は，建築（総合）及び建築（構造）の担当技術者を兼任することができるものとする。
- (キ) 建築（総合）は再委託することができないものとする。

ウ 共通

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (ロ) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成 3 年 9 月 30 日市長決裁）による指名停止を受けていない者であること。
- (ハ) 役員等が，盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年 3 月 25 日条例第 9 号）第 9 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (ニ) 市税を滞納していない者であること。
- (ホ) 管理技術者及び担当技術者は，参加申込者と直接的な雇用関係を有する者であること。また，病休，退職，死亡等の極めて特別な場合を除き変更を認めない。

3 技術提案のテーマ

(1) 基本事項（趣旨）

本市道の駅は，「道の駅は，私たちの未来を創る希望のステージ」を基本コンセプトに掲げており，盛岡・玉山を「知って」「見て」「食べて」「買って」「遊び」，何度でも訪れていただける場所とすることを目指している。また，施設整備の基本方針として，①安らぎ，くつろぎ，リフレッシュできる道の駅，②より多くの人を訪れる，訪れたくなる道の駅，③石川啄木を感じられる道の駅，④様々な人が活躍できる道の駅，⑤市民が主役の道の駅，⑥自立・持続経営可能な道の駅の 6 項目を掲げているところである。

本業務は，基本計画を受けて具体的な施設整備計画を立案しようとするものであり，基本計画の配置計画（案）及び建築（空間・意匠）計画（案）を参考としながら，上記の基本コンセプト・施設整備の基本方針の達成が期待できる，受注者の自由で大胆な発想による新たな計画の提案を求めるものである。

(2) 提案テーマ

本業務において提案を求めるテーマは、次に示すとおりとする。

ア「実施方針・取組体制・スケジュール等」についての提案

業務の実施方針、取組体制、スケジュール、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮、その他の業務上の配慮事項の提案を求める。

イ「眺望と調和した意匠・空間」についての提案

岩手山や姫神山の眺望を活かし、これらの自然の景観や眺望に配慮した意匠と建築とする。また、屋外の空間やサイン等も含め、エリア全体で統一されたコンセプトでデザインとするもの。これらのことを実現するための提案を求める。全景のイラストやイメージパース等を作成し、完成像がわかるように提案すること。

ウ「公園緑地に係る空間」についての提案

屋外の公園緑地部分の空間について、イベント交流・子育て・展望等を目的とした活用提案を求める。また、地形的に斜面が発生する提案を行う場合は、斜面活用の提案も求める。イラストやイメージパース等を作成し、完成像がわかるように提案すること。

エ「環境の配慮」についての提案

省エネルギー化や再生エネルギーの活用等による環境負荷やライフサイクルコストの低減を実現するための施設整備に対する提案を求める。

オ「コスト縮減」についての提案

建設費や維持管理費を抑え、長寿命化することによってコスト縮減を図るための提案を求める。また、造成工事においては大量の残土が見込まれることから、残土量を少なくする工夫などの提案を求める。

カ「冬季環境に配慮した空間」についての提案

屋根からの落雪などによる第三者被害の防止や、堆雪の排雪に配慮する。また、冬季の強風や吹雪に配慮した配置とするための提案を求める。イラストやイメージパース等を作成し、完成像がわかるように提案すること。

4 参加申込書等の提出等

(1) 提出書類

プロポーザルへ参加を申込み者は、以下の様式により参加申込書等を提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 参加者構成概要表（様式2）

ウ 事務所の業務実績表（様式3-1～3-2）

エ 管理技術者・担当技術者の経歴等、管理技術者の業務実績表（様式4-1～4-4）

オ 技術提案書（様式5）

カ テーマごとの技術提案書（様式6-1～6-6）

キ 価格提案書（様式7）

(2) 提出方法

ア 提出書類は、様式ごとにインデックスをつけ、1部ずつファイルに閉じること（出力は両面コピーとし、テーマごとの技術提案書には会社名は記載しないこと。）。)

- イ 使用する文字は 10.5 ポイント以上とする。
- ウ カラー刷り，写真・絵・図等の挿入は可とする。
- エ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- オ 日本語で作成した上，ページ番号を付する。
- カ 持参又は郵送（簡易書留，レターパック）。ただし，郵送の場合は必着のこと。

(3) 提出部数

正本 1 部及び副本 10 部（副本は複写可）計 11 部及び CD-R 1 部

CD-R（容量が不足する場合は，DVD-R とする。）に，提出書類の電磁データを格納し提出すること。また，CD-R への格納条件は，次のとおりとする（CD-R の提出方法は，以下同様とする。）。

ア CD-R：Windows フォーマット

イ 使用アプリケーション：様式の指定のあるものは，原本ファイル形式のままとし，その他図面等は PDF 形式とする。

ウ ウィルスチェック：CD-R は，ウィルスチェックを行ってから提出すること。

(4) 受付期間

令和 2 年 5 月 20 日から 6 月 22 日まで（必着）

（土曜日，日曜日を除く，午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。）

(5) 提出場所

盛岡市玉山総合事務所 2 階（盛岡市渋民字泉田 360 番地）

盛岡市玉山総合事務所総務課 道の駅整備推進室 電話 019-683-2116（直通）

(6) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は，失格とする。

ア 虚偽の内容が記載されているもの。

イ 審査結果に影響を与える工作等，不正な行為が行われたもの。

ウ 参加資格を満たさないことが判明したとき。

エ 上限提案価格を超える提案をしたとき。

オ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止の措置を受けたとき。

カ その他，技術提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの実施要領に定める手続きによらなかったとき。

5 質問の受付及び回答

公募に関する質問を次のとおり受付するものとする。質問書（様式 8）に必要事項を記入の上，電子メールにてワードファイルで提出すること。

(1) 質問受付期間

令和 2 年 5 月 20 日から 6 月 10 日まで

回答日（一回目） 5 月 29 日

回答日（二回目） 6 月 12 日

(2) 質問に対する回答の公表

質問に対する回答は，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを

除き、各回答日までに盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表する。(盛岡市ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp/>)

(3) 提出先

後述の「問い合わせ先」の電子メールアドレスあてに提出すること。

6 提案書類の審査

(1) 審査方法

ア 一次審査（書類審査）

参加申込書及び技術提案書等により、事務所の能力（業務実績等）や提案チームの能力（技術者の実績等）、提案内容（技術提案、取組体制等）を審査し、二次審査のプレゼンテーション及びヒアリング対象者を事務局が選定する。一次審査は参加者が6者以上の場合に実施し、5者を選定する。参加者が5者未満の場合は、一次審査を実施しないものとする。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した参加者に対して二次審査を実施する。選定委員会は提出された技術提案書等、プレゼンテーション及び参加者へのヒアリングにより、プロポーザル評価基準に基づいて審査する。評価点が60点以上である者であり、かつ最も評価点の高い者を特定者として選定する。また、次に評価点の高い者から順次、補欠次点者として選定する。

(2) 審査基準及び配点

ア 単者又はコンソーシアムの業務実績	12.0 点
イ 業務従事者の能力及び実績	18.0 点
ウ 技術提案内容等	70.0 点

詳細は、別紙「プロポーザル評価基準」に基づき、評価を実施する。

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページ等へ掲載し、公表する。

(4) 審査日程（予定）

ア 公告	5月20日
（盛岡市ホームページ掲載、公募資料等配布）	
イ 提案書類の受付期間	5月20日～6月22日
ウ 質問の受付期間	5月20日～6月10日
エ 質問の回答	① 5月29日 ② 6月12日
オ 一次審査の実施	6月29日
カ 二次審査の実施	7月7日（予定）
※二次審査の日時等の詳細は、提案者に対し、別途通知する。	
キ 審査結果の通知	7月上旬（予定）
ク 審査結果の公表	7月上旬（予定）
ケ 基本協定の締結	7月中旬（予定）

7 契約手続き等

(1) 協定及び契約の手続き

- ア 特定者となった者（又は次点者）は、受注者として、発注者との間で「盛岡市道の駅基本設計業務委託に係る基本協定書」について速やかに合意するものとする。
- イ 基本協定書に基づき、発注者と受注者において土木設計業務及び建築設計業務の委託契約をそれぞれ締結するものとする。受注者から見積書を徴収して契約書を作成することとする。
- ウ 契約の内容となる仕様書は、受注者が提出した技術提案書等を基に作成することとするが、この業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、発注者と受注者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがある。この場合において、受注者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。
- エ 特定者が、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、発注者に対し、速やかに文書（任意様式）により、その旨を届け出ること。
- オ 受注者が、契約に基づき契約解除の要件に該当することとなった場合は、発注者は、当該契約を解除できるものとする。
- カ 契約に係る代金の支払いは、土木設計業務及び建築設計業務のそれぞれの契約約款に基づき行うものとする。

8 その他、提案に係る留意事項

(1) 費用負担

提案に関して必要となる一切の費用（質問書の作成及び提出並びに口頭質問による審査会への出席、書類の作成及び提出等）は、全て提案者の負担とする。

(2) 提案書類の取扱い

提出された書類は、原則として返却しないものとする。

なお、提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用することができるものとする。その際は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施するものとする。

(3) このプロポーザルに関する説明会は開催しない。

(4) 公募資料等の配布

公募資料等は、盛岡市公式ホームページで令和2年5月20日からダウンロード配布することとする。

なお、基本設計作成の際の参考資料として「平成27年度に発注者で作成した基本構想」の閲覧を希望する場合は、著作権上、ホームページ等での配布制限がある内容が含まれていることから、盛岡市玉山総合事務所総務課道の駅整備推進室内での直接又は郵送による貸出提供を行うこととする。郵送を希望する場合は、送付先等を記載し、下記、電子メールアドレスまで連絡するものとする。

(5) 関係機関への照会

必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

(6) 提案申込書の提出後にプロポーザル手続きへの参加を取り下げる場合は、取下書（様式9）を提出するものとする。

9 問い合わせ先

盛岡市玉山総合事務所総務課 道の駅整備推進室

住所 〒028-4195 盛岡市洪民字泉田 360 番地（玉山総合事務所2階）

電話 019-683-2116（直通） F A X 019-683-1130

電子メール michi-eki@city.morioka.iwate.jp